

平成 25 年 8 月鳥取市議会定例会 市庁舎整備に関する調査特別委員会(第 12 回)

平成 25 年 9 月 12 日 (木) 10 : 00 ～

鳥取市役所 6 階 第 1 会議室

庁舎整備局

1. 請願

【新規審査】

- ・ 鳥取市庁舎整備に関する請願

※ 参 考

- ・ 決算審査特別委員会市庁舎整備分科会・・・9/19 (木) 10 : 00～

件名	平成 25 年 請願 第 5 号 鳥取市庁舎整備に関する請願
提出者の住所	鳥取市新町201
提出者の氏名	市庁舎新築移転を問う市民の会 会長代行 八村 輝夫
紹介議員	田中 文子 太田 縁 木村 和久 中村 晴通 児島 良 角谷 敏男 寺垣 健二 岡川 洋々 上田 孝春
受理年月日	平成 25 年 8 月 26 日
付託委員会	市庁舎整備に関する調査特別委員会
<請願趣旨> 「鳥取市庁舎整備の基本方針案」は市議会の審議経過を十分反映せず、同時に住民投票に示された市民の声をも反映していないものであり、議会として、市長に対し、「基本方針案」に基づくあらゆる作業を中止し、市民合意を得られる努力を重ねられるよう要請していただきたい。 <請願理由> 竹内功鳥取市長は、百年の大計と言いながらその重要課題を議会に対し十分説明することなく、また同意を得ることもせず、6月議会最終日の6月27日、「鳥取市庁舎整備の基本方針案」を発表し、その後、市内5カ所で市民説明・意見交換会を開催し、全体構想の作成を急いでおられます。 この基本方針案では、住民投票を「これまでの経過の一つ」として位置づけ、事実上住民投票を無効とし、白紙に戻すという姿勢が明確に打ち出されています。しかし、その内容は、貴議会に提出され、議会調査特別委員会に送付された2つの陳情に対し、平成25年3月13日、「住民投票自体、及びその内容について瑕疵はなく、有効であると考えられるため」として、いずれも全会一致で不採択とされた決定と明らかに矛盾するものです。 もともと今回の住民投票は、私たち「市庁舎新築移転を問う市民の会」が請求した新築移転の是非を問う条例案が一旦は議会で否決されたものの、5万人を超える民意の重みも考慮して、貴議会が対案をつくって議会提案されたものであり、紆余曲折はありましたが、最終的に議会の全員一致で可決され、住民投票に付されたものです。そして、その結果は、50%を超える投票率のもとで、「現本庁舎の耐震改修及び一部増築案」が投票者の60.6%を獲得し、市民は「新築移転ではなく耐震改修を」という審判を下したのです。 住民投票後、審議が行われた鳥取市庁舎耐震改修等に関する調査特別委員会では、第2号案の検証など、激論が交わされましたが、最終報告（平成24年12月20日）の中で、「住民投票の結果を尊重し、今後も市民の声を取り入れて調査研究を続ける必要がある」として住民投票を尊重し、市民の意思を重視する態度を全会一致で確認してこられました。 これらの経過から考えると、市長が進めている「基本方針案」は明らかに市議会の確認にも反しており、議会軽視の市政運営と言わねばなりません。 以上の点から、議会として、市長に対し、「基本方針案」に基づくあらゆる作業を中止し、市民合意を得られる努力を重ねられるよう要請していただきたい。	